

6. 適用範囲(1.2)

- 会員会社が生産・販売する印刷インキ、およびその関連製品に適用する。

7. 用語の意味(1.3)

- 印刷インキおよびその関連製品：
印刷インキ、ワニス、アンカー剤、コーティング剤、希釈溶剤、印刷インキ用助剤(補助剤等)
- 印刷インキ用助剤：印刷時に添加される助剤
- 使用禁止物質：適用製品に意図的に使用することを禁止した物質
- 意図的使用：処方構成成分として配合すること